

事故が発生した場合のお手続き

ただちにご連絡ください。

万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。
ただちにご連絡をいただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

セクスイ保険サービス

ご連絡先の電話番号は、ご契約後にお届けする
保険証券に記載しています。

事故サポートセンター 0120-727-110

【受付時間：24時間365日】

- 必ず事前にご相談ください。賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず、損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。
- 事故のご連絡をいただいた場合には、セクスイ保険サービスまたは、損保ジャパン日本興亜より保険金請求手続きに関してご案内いたします。
- 保険請求には時効(3年)がありますのでご注意ください。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

ナビダイヤル 0570-022808【通話料有料】PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

【受付時間：平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日、年末年始を除きます。)】

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

◆お問い合わせ先

〈取扱代理店〉

セクスイ保険サービス株式会社

〒530-8565 大阪市北区西天満2-4-4(堂島関電ビル)
TEL.06-6365-4091
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-4-1(虎ノ門ピアザビル)
TEL.03-5521-0760
http://www.sekisui.co.jp/hoken/

〈引受保険会社〉

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

大阪企業営業第一部第四課
〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4 TEL.06-6449-1166
企業営業第七部第一課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL.03-3231-6209

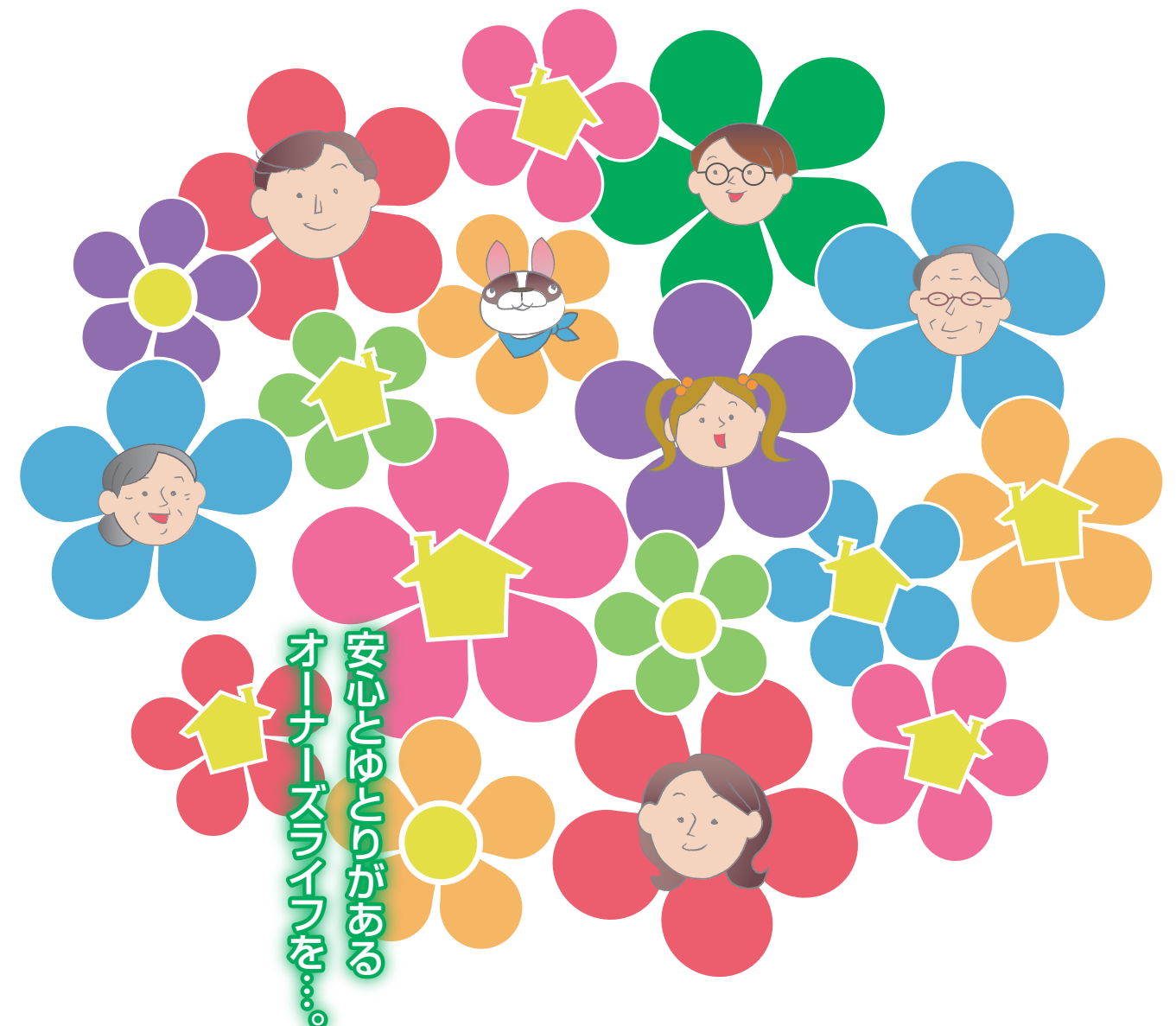
「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が
2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

SJNK14-05705 | 2014年8月1日作成

セクスイハイムのアパートオーナーのみなさまのためにご用意しました。

セクスイハイム オーナーズ保険

「セクスイハイムオーナーズ保険(共同住宅タイプ)」は
「THE すまいの保険(個人用火災総合保険)」のセクスイハイム用販売タイプのペットネームです。



安心とゆとりがある
オーナーズライフを…。

セクスイハイム®

「セキスイハイムオーナーズ保険」は、セキスイ
オーナー様のために、ご用意しました住まいの

ご存知ですか？

ポイント1

「THE すまいの保険」は火災だけではなく、
水濡れ・盗難などの日常リスクも補償されます。

ポイント2

さまざまなオプションで
事故に伴う経営リスクなどをカバーします。

ポイント3

地震を原因とする損害は、
「THE すまいの保険」だけでは補償されません。

建物の火災、地震リスクはもちろん、
事故に伴う経営リスクに対しても
アパートの保険を総合的にお考えください。



ハイムをお建ていただいた
保険です。

『建物保険』

※詳しくは5～6ページをご覧ください。

火災や台風などの自然災害はもちろん、さまざまな費用も補償します！
ご契約は、「3タイプ」からお選びいただけます。

アパートの復旧に必要な「費用」もお支払いします。

必要に応じて「オプション」をお選びいただけます。

いつでも「新築価格基準」で保険金をお支払いします。

アパート特有のリスクを補償

※詳しくは7ページをご覧ください。

さまざまなリスクからアパートオーナー様を守ります！

建物のご契約に、別途オプション(特約)をセットしていただく必要があります。

アパート経営に関する不安を解消！

アパートが火災となった場合、建物の損害だけではなく、
復旧までの家賃収入の減少や、隣家への類焼などの
波及損害が発生することがあります。
また、アパートの所有・管理にまつわる不測の賠償事故が
発生する可能性もあります。

『地震保険』もプラスして万一の備えを！

※詳しくは7～8ページをご覧ください。

大地震による火災での近所からの「類焼」なども補償します！

「THE すまいの保険」では、地震・噴火・津波を原因とする火災などによる損害については
地震火災費用保険金*を除き、保険金はお支払いできません。
地震など(地震・噴火またはこれらによる津波)による損害については、
地震保険を「THE すまいの保険」とセットでご契約いただく必要があります。

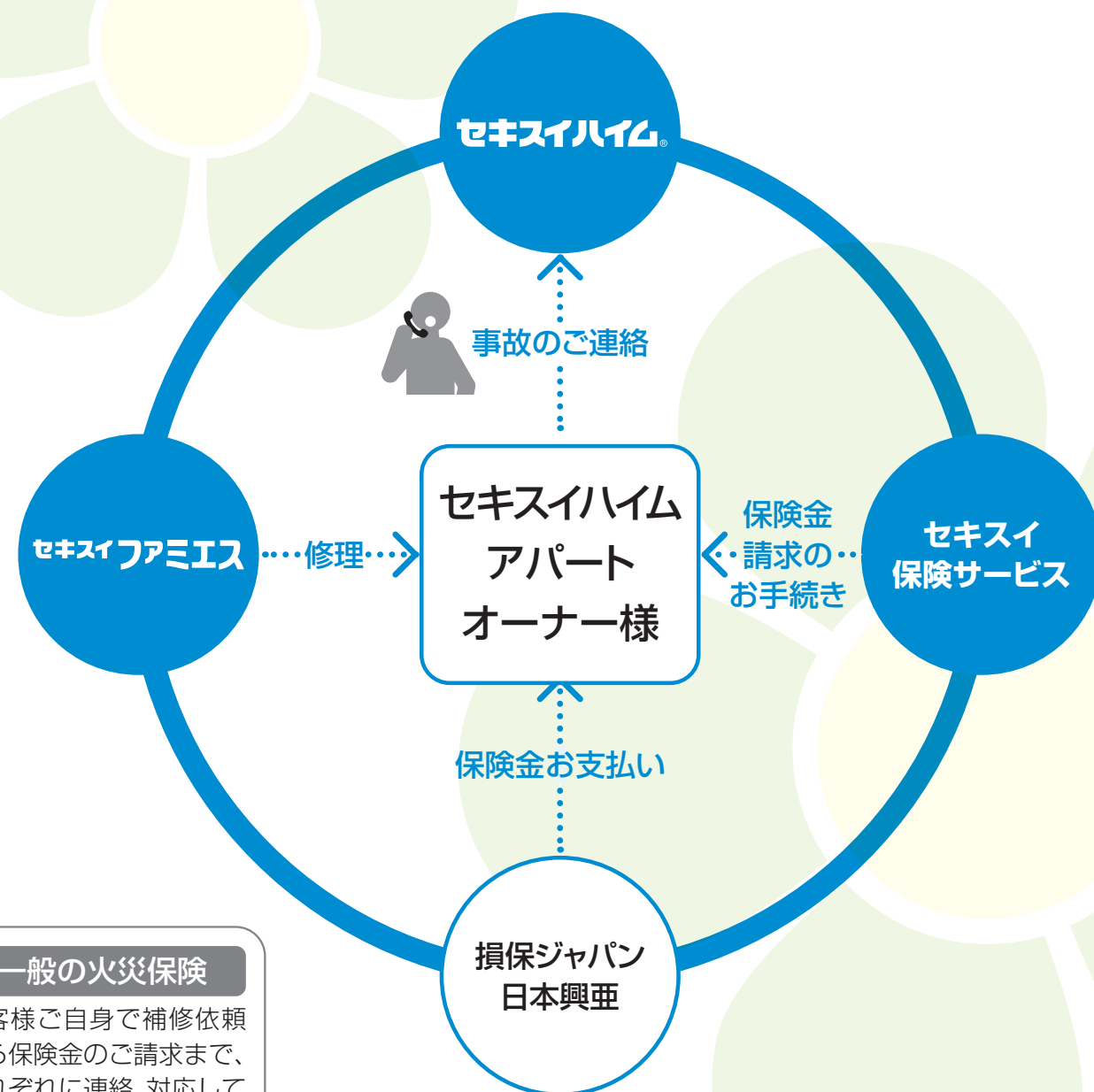
*12ページの「お支払いする保険金の概要」をご覧ください。



万一、事故の場合には
 グループ一丸となって安心をお届けします。

セキスイハイムグループの総合サポート

セキスイハイムの担当にご連絡をいただくことにより、その後の補修や保険金のご請求はグループ内で連携をとり、対応させていただきます。



一般の火災保険

お客様ご自身で補修依頼から保険金のご請求まで、それぞれに連絡、対応していただく必要があります。

実際に、このような事例がありました。

過去に発生したアパートオーナー様の保険金支払事例(出典元: 損保ジャパン日本興亜における事例)

※これらは事例であり、実際の事故によってお支払保険金は異なります。また、ご契約のタイプによって、お支払いの対象とならない場合があります。

火災リスク
火災(建物)

隣家から出火し、
 建物の一室が類焼した

お支払保険金 約**640万円**

自然災害リスク
落雷(建物)

落雷により
 太陽光発電システムが故障した

お支払保険金 約**53万円**

自然災害リスク
風災(建物)

爆弾低気圧の強風で敷地内の
 ゴミステーションが倒れて破損した

お支払保険金 約**79万円**

自然災害リスク
水災(建物)

大雨による洪水で
 床上浸水となった

お支払保険金 約**998万円**

日常災害リスク
盗難(建物)

エアコン室外機を
 1台盗まれた

お支払保険金 約**13万円**

日常災害リスク
外部飛来(建物)

建物を保護するためのステンレス
 ポールが、当て逃げで破損した

お支払保険金 約**30万円**

日常災害リスク
その他危険(建物)

いたずらで
 外灯カバーが破損した

お支払保険金 約**10万円**

日常災害リスク
電氣的・機械的事故(建物)

加圧ポンプ用
 圧力タンクが故障した

お支払保険金 約**8万円**

経営リスク(家賃収入)
家賃収入の減少(家賃収入特約)

アパートから火災が発生し、
 復旧までの期間の家賃が減少した

お支払保険金 約**140万円**

類焼リスク
類焼(類焼損害特約)

入居者のタバコの不始末で火災が発生し、
 近隣の建物が類焼被害を受けた

お支払保険金 約**4,400万円**

安定したアパート経営を継続いただくために、オーナー様のさまざまなリスクに備える
3タイプの『セキスイハイムオーナーズ保険(共同住宅タイプ)』

実際にかかった修理費を基準に保険金をお支払いします！

ご契約タイプは、オーナー様のご希望にあわせてお選びいただけます。実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。



	火災リスク		自然災害リスク		日常災害リスク					
	1 火災・破裂・爆発 消防活動による 水濡れ破壊などを 含みます。 	2 落雷 	3 窓ガラスや 屋根の破損など 風災・雹災・雪災 	4 台風や集中豪雨に よる川の氾らんなど 水災*1 ※詳細は9ページを ご覧ください。 	5 給排水設備などの 事故による 水濡れ*3 	6 盗難による 盗取・毀損など 	7 外部からの物体の 飛来・落下・衝突 	8 騒擾・労働争議など に伴う 暴行・破壊行為 	9 不測かつ 突発的な事故*4 (破損・汚損など) 	10 建物付属機械 設備の電氣的・ 機械的事故*5*6 ※詳細は10ページ をご覧ください。 
☐ ワイドタイプ										
☐ スタンダードタイプ										
☐ スリムタイプ	補償しません									

*1 損害の状況が次のいずれかに該当する場合に損害保険金をお支払いします。
①保険の対象である建物の協定再調達価額の30%以上の損害が生じた場合
②保険の対象である建物が、床上浸水*2を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合
*2 地盤面より45cmを超える浸水を含みます。
※補償内容の詳細につきましては、9ページおよび11ページ以降をご覧ください。

*3 給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故による水濡れをいいます。(ただし給排水設備自体に生じた損害を除きます)

*4 1事故自己負担額 10,000円
*5 1事故自己負担額 10,000円
*6 補償を外すこともできます。



全タイプ標準セット さらに、思わぬ出費もカバーされるので安心！

損害保険金以外にも、さまざまな費用をお支払いします。 ※お支払いする保険金の概要 につきましては12ページをご覧ください。



費用リスク				
A 臨時費用保険金	B 残存物取片づけ費用保険金	C 地震火災費用保険金	D 水道管修理費用保険金	E 損害防止費用保険金
上記の■から■までの損害保険金が支払われる場合に、損害保険金にプラスしてお支払いします。	残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします。	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって保険の対象が損害を受けた場合にお支払いします。	建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理した場合にお支払いします。	火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合にお支払いします。

Option

さらに、オプション（追加の補償）もご用意！

思いがけないリスクに備えて安心を。 ※お支払いする保険金の概要につきましては13ページをご覧ください。

☐ 経営リスク（家賃収入）

家賃収入特約*1

他人に貸している住宅（戸室）が火災などにより損害を受けた結果、被った家賃収入の損失を補償します。

- 保険金額：家賃月額に約定復旧期間の月数を乗じた額。
- 約定復旧期間：6か月
- 保険期間：**5年の契約にセットできます。**

☐ 経営リスク（賠償責任）

施設賠償責任特約*1

建物の欠陥や業務上の過失によって生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- 保険金額：1億円
- 保険期間：**5年の契約にセットできます。**

☐ 類焼リスク

類焼損害特約

建物からの失火で近隣の住宅や家財に延焼してしまった場合に、法律上の損害賠償責任がなくても、近隣の住宅や家財を補償する特約です。

- 煙損害または臭気付着損害を除きます。
- 損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。
- 保険金額：契約年度ごとに1億円

※この特約によってお支払いする保険金の受取人は、類焼損害を被った近隣の家屋などの所有者となります。

☐ 入居者リスク（賠償責任）

個人賠償責任特約包括契約に関する特約*1

日常生活において、入居者の方またはそのご家族が他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- 保険金額：1億円
- 保険期間：**5年の契約にセットできます。**
- 国内外の事故にかかわらず補償します。
- 国内の事故にかぎり、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。

*1 保険期間が6年以上のご契約にはセットできません。

『地震保険』もあわせて万一の備えを！

地震保険は「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。

●ご契約期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更するなど、居住部分がなくなった場合には、ご契約を解除することがあります。

保険金をお支払いする主な場合

保険の対象に地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって損害が起こったときに保険金をお支払いします。

☐ 地震リスク

地震による火災で建物が焼失した

地震で建物が損壊した

津波によって建物が流失した

地震保険の割引制度

所定の確認資料をご提出いただければ、耐震性能に応じた割引*2を適用することができます。

*2 「免震建築物割引（50%）」「耐震等級割引（等級に応じて10%、30%、50%）」「耐震診断割引（10%）」「建築年割引（10%）」の4種類（重複して適用することはできません。）

地震保険のご契約金額（保険金額）

THE すまいの保険のご契約金額の30%～50%（原則として同一敷地内ごとに建物は5,000万円が限度となります。）の範囲内で、お決めください。 ※ただし、30%～50%の範囲内であれば、限度額は居住世帯を異にする戸数室に5,000万円を乗じた額とすることもできます。

地震保険のお申し込み

地震保険は、単独ではご契約いただけません。THE すまいの保険にセットして地震保険をお申し込みください。地震保険を希望されない場合には、保険契約申込書の「地震保険非付帯確認欄」にご署名またはご捺印ください。

※THE すまいの保険のご契約期間（保険期間）の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合には、その警戒宣言が発令された地域内に所在する建物について、地震保険（新規・増額）はお引き受けできませんのでご注意ください。（前年同条件での更改契約はお引き受けいたします。）

お支払いする保険金

保険の対象について生じた損害が、「全損」、「半損」または「一部損」に該当する場合に、実際の修理費ではなく、地震保険保険金額の一定割合（100%、50%または5%）を保険金としてお支払いします（「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます。）。

損害の程度	認定の基準*3				お支払いする保険金の額
全 損	主要構造部*4の損害額が	建物の時価の 50%以上	焼失または 流失した 床面積が	建物の延床面積の 70%以上	地震保険保険金額の 100% （時価*5が限度）
半 損		建物の時価の 20%以上50%未満		建物の延床面積の 20%以上70%未満	地震保険保険金額の 50% （時価*5の50%が限度）
一部損		建物の時価の 3%以上20%未満	床上浸水	全損・半損に至らない建物が、 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水 を受け損害が生じた場合	地震保険保険金額の 5% （時価*5の5%が限度）

*3 建物の損害程度の認定方法

鉄骨造の場合は、建物全体の沈下・傾斜および開口部・外壁などの部分的被害の損害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、それらを合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。枠組壁工法の場合は、主要構造の「外壁、内壁、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、それらを合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。詳細は「とりせつ（取扱説明書）」をご覧ください。

*4 地震保険でいう「主要構造部」とは建築基準法施工令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い点を着目点としています。鉄骨造の建物は、開口部（窓・出入り口）、外壁を主要構造部とします。

*5 保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

●お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社の支払保険金総額が7兆円（平成26年5月現在）を超える場合、算出された支払保険金総額に対する7兆円の割合によって削減されることがあります。

保険金をお支払いしない主な場合

- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後起こった損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害
- 保険の対象の紛失または盗難
- 門・堀・垣のみに生じた損害*6
- など

*6 建物の主要構造部に損害がない場合は、お支払いの対象となりません。

『水災補償』のご説明

自然災害リスク 4

建物

豪雨などによる水害への備えは大丈夫ですか？

『ワイドタイプ』または『スタンダードタイプ』なら水災の損害もしっかり補償します！

水災は、河川や海岸沿いだけで起こるものではありません!! 集中豪雨でも水災損害を受ける場合があります！

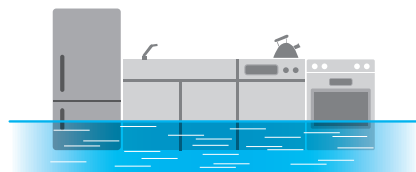
都市型集中豪雨が発生

敷地内にある排水管に大量の雨水が入り込み、排水機能を超えて排水管から排水が逆流し、**床上浸水**となったためにアパートが水浸しになった。



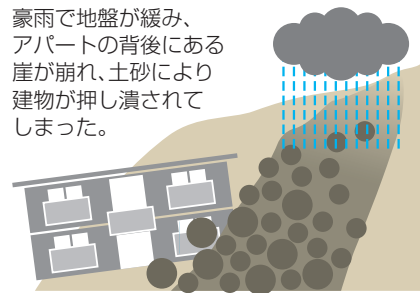
建物に水が入り込んだ

強く降った雨が、道路の排水溝で処理しきれずに溢れてアパート居住部分に流れ込み、1階部分が**床上浸水**となった。

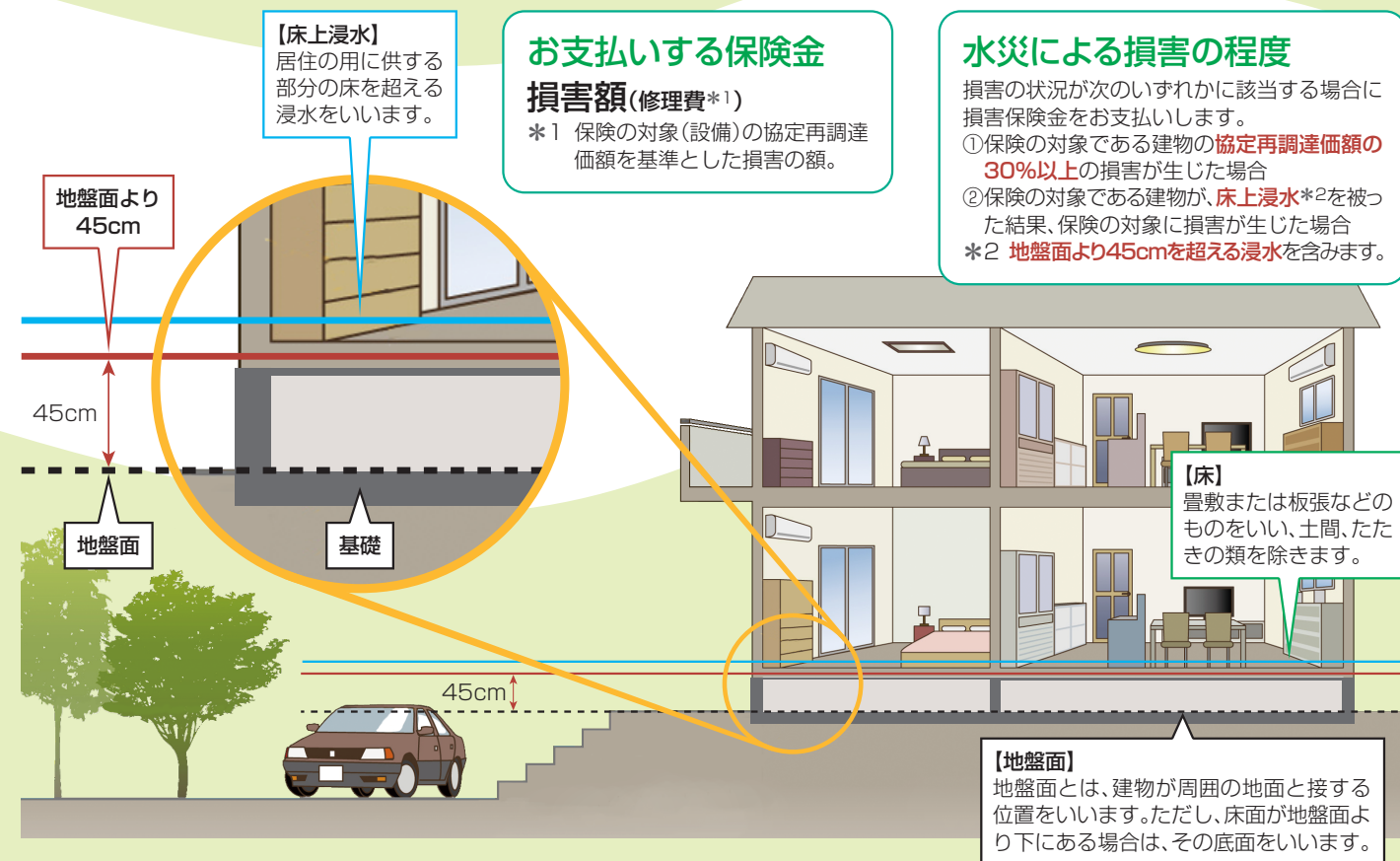


豪雨による崖崩れが発生

豪雨で地盤が緩み、アパートの背後にある崖が崩れ、土砂により建物が押し潰されてしまった。



このようなさまざまな場合での水災の危険に十分に備えるために、**水災補償**をおすすめします!!



お住まいの地域のリスクをご存知ですか？

是非、ご確認ください。

国土交通省ハザードマップポータルサイト

<http://disaportal.gsi.go.jp>



大阪市北区付近



『建物電氣的・機械的事故特約』のご説明

日常災害リスク 10

建物

建物付属機械設備のトラブルは身近に起こります！

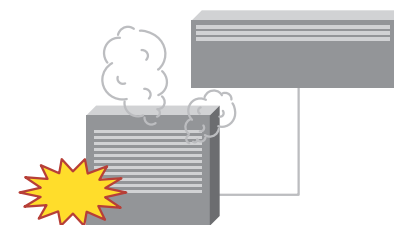
『ワイドタイプ』(『建物電氣的・機械的事故特約』セット)なら建物付属機械設備の電氣的・機械的事故の損害もしっかり補償します！

建物に付属した機械設備(空調設備、電気設備、給排水・衛生・消火装置等)に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故による損害を補償します。

建物に付属した機械設備には思いがけない事故が起こる場合があります！

エアコンが効かない

エアコンの室外機内の部品が損傷して、冷風が出なくなった。



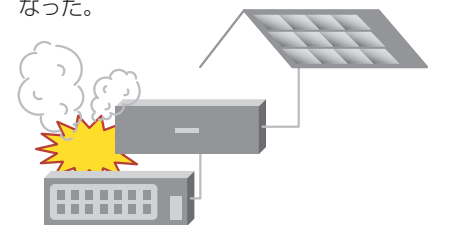
エコキュートのお湯が出ない

エコキュートの内部部品が損傷して、お湯が出なくなった。



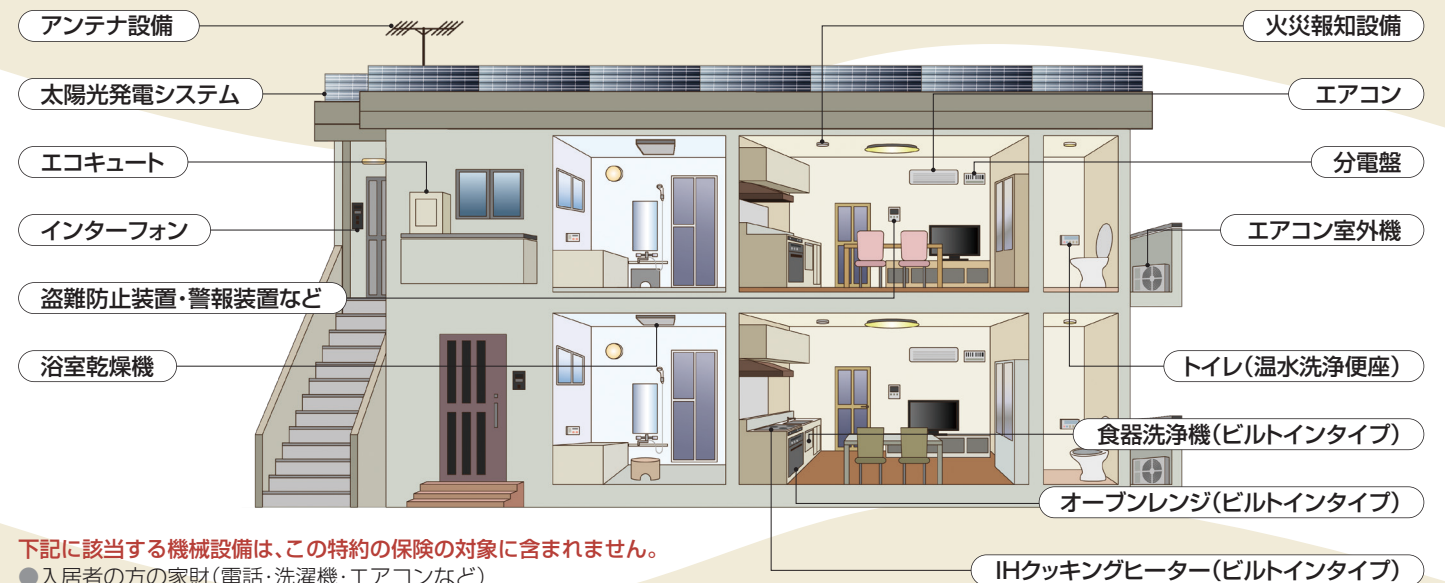
太陽光発電が機能しない

屋根上のモジュールの電極故障によりパワーコンディショナーが機能しなくなった。



建物電氣的・機械的事故特約の対象範囲

建物に付属し、建物の機能を維持する次のような住宅機械・機器設備などが対象となります。※ただし、建物に固着したオーナー様所有のものに限ります。



下記に該当する機械設備は、この特約の保険の対象に含まれません。

- 入居者の方の家財(電話・洗濯機・エアコンなど)
- 建物に固着したオーナー様所有のものは対象となります。
- 台球類 ● 消火器 など

お支払いする保険金

上記「対象範囲」記載の建物付属機械設備などに電氣的・機械的事故による損害が生じた場合、損害保険金をお支払いします。

損害額(修理費*1)ー10,000円(自己負担額(免責金額))

*1 保険の対象(設備)の協定再調達価額*2を基準とした損害の額。

*2 同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築するのに要する額(修理可能な場合は再築費用と修理代金のいずれか低い額)をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

- 自然の消耗、劣化等によって生じた損害
- この特約の対象の納入者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(保証書、延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。)を負うべき損害
- 不当な修理や改造によって生じた事故
- 消耗部品(乾電池、充電電池、電球、替刃、針等)および付属部品の交換
- コンピュータプログラム、インプットデータ等コンピュータソフトウェアに生じた損壊、改ざん、消去等
- 電源周波数(Hz)、ガス種の変更に伴う改造、修理 など

お支払いする保険金の概要

損害保険金

選択した契約プランで補償する事故について、以下のとおり保険金をお支払いします。

事故の区分(損害保険金)	保険金をお支払いする場合	お支払いする損害保険金の額
①火災、破裂・爆発	火災、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合	次の算式により算出した額とします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。 損害額*8ー自己負担額*9＝損害保険金 *8 損害額とは、協定再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(協定再調達価額限度) *9 建物を復旧できない場合または建物の損害の額が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引かず、協定再調達価額を損害保険金としてお支払いします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。
②落雷	落雷によって保険の対象が損害を受けた場合	
③風災*1、雹災、雪災*2	風災*1、雹災または雪災*2によって保険の対象が損害*3を受けた場合	
④水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合(津波による浸水等は補償されません。) (ア)建物が保険の対象である場合は協定再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 (イ)保険の対象である建物が、床上浸水*4を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合	
⑤漏水などによる水濡れ	次の(ア)もしくは(イ)のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(水が溢れることをいいます。)による水濡れによって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、③の風災、雹災、雪災もしくは④の水災の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。 (ア)給排水設備に生じた事故 (イ)被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故	
⑥盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用(以下「回収に要した費用」といいます。)は損害額*5に含まれます。	
⑦建物外部からの物体の落下・飛来・衝突	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは③の風災、雹災、雪災もしくは④の水災の事故による損害を除きます。	
⑧騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動*6または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象が損害を受けた場合	
⑨不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	不測かつ突発的な事故(①から⑧までの事故については、損害保険金の支払の有無にかかわらず、除きます。)によって、保険の対象が損害を受けた場合。ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊の損害を除きます。(14ページの保険金をお支払いできない主な場合もご参照ください。) [1 事故につき自己負担額1万円]	

*1 風災とは、台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。
*2 雪災とは、豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。
*3 風災、雹災または雪災による損害とは、雨、雪、雹または砂塵の吹き込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が風災*1、雹災または雪災*2によって直接破損したために生じた場合にかぎりま
す。
*4 床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。

*5 損害額は、協定再調達価額を限度とします。
*6 騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動*7に至らないものをいいます。
*7 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
※④は、スリムタイプでは、お支払いの対象となりません。
※⑨は、スタンダードタイプ・スリムタイプでは、お支払いの対象となりません。

費用保険金

費用の区分(費用保険金)	保険金をお支払いする場合	お支払いする費用保険金の額
①臨時費用保険金	11ページの損害保険金の①から⑨までの損害保険金が支払われる場合	損害保険金に10%を乗じた額。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。
②残存物取片づけ費用保険金	11ページの損害保険金の①から⑨までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物の取片づけに必要な費用が発生した場合	実費(損害保険金×10%限度)
③地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象である建物が損害を受け、その損害の状況が建物の半焼以上となった場合*10。(地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。)この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。 *10 建物が半焼以上となった場合とは、建物の主要構造部の火災による損害額が、その建物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。	保険金額×5%
④水道管修理費用保険金	保険の対象が建物の場合、建物の専用水道管が凍結によって損壊*11を受け、これを修理した場合 *11 パッキングのみに生じた損壊を除きます。	実費(1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。)
⑤損害防止費用保険金	保険契約者または被保険者が火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用*12を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災による損害の発生および拡大の防止のために支出した費用は負担しません。 *12 たとえば、保険の対象に火災が発生した際の以下の費用が該当します。 ●消火活動に使用した消火器の再取得費用 ●消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ●消火活動に従事した方の着用物の修理費用または再取得費用 など ただし、消火活動に伴う人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。	実費(保険金額限度)

保険金をお支払いできない主な場合

(ご注意) 以下の事項は、保険金をお支払いできない主な場合です。必ずご確認ください。
詳細につきましては普通保険約款および特約をご確認ください。

特約(オプション)

セットした特約に応じて以下のとおり保険金をお支払いします。

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
建物電氣的・機械的 事故特約	保険の対象である建物に付加された空調設備、電気設備、給排水・衛生設備、消火設備、昇降設備、厨房機械設備、駐車機械設備などについて、電氣的・機械的事故により損害が生じた場合	●11ページの損害保険金の「お支払いする損害保険金の額」に記載の算式により算出された損害保険金[1事故につき自己負担額1万円] ●残存物取片づけ費用保険金、臨時費用保険金
家賃収入特約	補償対象となる事故(11ページの損害保険金の①から⑨までのうち、補償を選択している事故)により、建物が損害を受けた結果、家賃収入の損失が生じた場合	復旧期間内(約定復旧期間(6か月)を限度)に生じた家賃の損失額。(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。)
施設賠償責任特約	日本国内において発生した以下のいずれかの場合 ●被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設(昇降機を含みます。)に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●被保険者の保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ※損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額(1億円)を限度にお支払いします。)
類焼損害特約	保険の対象の建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が損害を受けた場合。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。	近隣の住宅・家財の再調達価額を基準として算出した損害額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。(契約年度ごとに1億円を限度とします。)
個人賠償責任特約 包括契約に関する 特約	日本国内外において発生した以下のいずれかの場合 ●被保険者*13のうち①から③までの被保険者が日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●居住用戸室*14の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 *13 被保険者とは、次の①から⑤までのいずれかに該当する方をいいます。 ①居住用戸室*14に居住している者 ②居住用戸室*14に居住している者の配偶者*15 ③居住用戸室*14に居住している者またはその配偶者*15の別居の未婚の子 ④居住用戸室*14の所有者で、居住用戸室*14に居住していない者 ⑤②から④までのいずれにも該当しない居住用戸室*14に居住している者の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、居住用戸室*14に居住している者が未成年の場合であって、居住用戸室*14に居住している者に関する事故にかぎりず。 *14 保険証券記載の建物に所在する居住用の戸室*16をいい、その戸室と同一敷地内の動産および不動産を含みます。 *15 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。 *16 居住用の戸室とは、居住用の戸室の一部または全部を事務所に使用している場合を含みます。 ※国内の事故にかぎり損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額(1億円)を限度にお支払いします。)

地震保険

地震保険	地震保険をご契約の場合に限ります。地震等を原因とする火災・損壊・埋没または流失によって、ご契約の建物に損害が生じた場合にお支払いします。	損害の程度により8ページ記載の金額をお支払いします。
------	--	----------------------------

THE すまいの保険

次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者*1またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者*2またはその者*2の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ④ 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故
- ⑤ 11ページの損害保険金の①から⑤、⑦、⑧までの事故または12ページの費用保険金の③地震火災費用保険金の事故の際における保険の対象の盗難

次の①から⑧までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用*3に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、次の②に該当する場合であっても地震火災費用保険金(12ページの費用保険金の③)については、保険金をお支払いします。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動*4
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震保険を付帯することで、地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害を補償することができず。詳細につきましては、7～8ページの地震保険をご参照ください。)
- ③ 核燃料物質*5もしくは核燃料物質*5によって汚染された物*6の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

地震保険

次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、地震保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者*1またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者*2またはその者*2の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については

発生原因がいかなる場合でも、次の①から①までのいずれかに該当する損害に対しては、不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)(11ページの損害保険金の⑨)の損害保険金をお支払いできません。

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ② 被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ③ 保険の対象に対する加工・修理等の作業(保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。)中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ④ 保険の対象の電氣的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- ⑤ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ⑥ 土地の沈下・隆起・移動等に起因する損害
- ⑦ 保険の対象のすり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観上の損傷または保険の対象の汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ⑧ 風、雨、雹もしくは砂塵の吹き込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
- ⑨ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
- ⑩ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他のこれらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害
- ⑪ 保険の対象の欠陥に起因する損害。ただし、保険契約者、被保険者*1またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を原因とする事故による損害を除きます。

- ② 除きます。
- ③ 保険の対象の紛失または盗難
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動*4
- ⑤ 核燃料物質*5もしくは核燃料物質*5によって汚染された物*6の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ 地震が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害

- *1 保険契約者、被保険者とは、保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- *2 その者(被保険者でない保険金を受け取るべき者)とは、被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- *3 ①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用とは①から③までの事由によって発生した11ページの損害保険金の①から⑨、12ページの費用保険金の①から④に掲げる事故が延焼または拡大して生じた損害または費用をいいます。また、

- 発生原因がいかなる場合でも11ページの損害保険金の①から⑨、12ページの費用保険金の①から④に掲げる事故が①から③までの事由によって延焼または拡大して生じた損害または費用を含みます。
- *4 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- *5 核燃料物質とは、使用済燃料を含みます。
- *6 核燃料物質*5によって汚染された物とは、原子核分裂生成物を含みます。

「ご契約時」にご注意いただきたいこと

クーリングオフ（ご契約のお申し込みの撤回等）について

ご契約のお申し込み後であっても、お客さまがご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回または解除（以下、クーリングオフといいます。）を行うことができます。保険期間が1年を超えるご契約をお申し込みの際は、必ず「クーリングオフ説明書」の内容をご確認のうえ、お申し込みください。なお、次のご契約はクーリングオフができませんのでご注意ください。

クーリングオフができない契約（例）

- ①保険期間が1年以内のご契約（自動継続特約をセットしたご契約を含みます。）
- ②営業または事業のためのご契約
- ③法人または社団・財団等が締結したご契約
- ④質権が設定されたご契約
- ⑤保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
- ⑥通販特約により申し込まれたご契約

保険の対象について

保険の対象について、お客さまが事故に備えたいものと一致しているかご確認ください。
※建物のみのご契約の場合、家具や家電製品などの家財（生活用動産）等は、建物と別に家財を保険の対象としてご契約いただかなければ、損害を受けても保険金が支払われません。家財について補償をご希望される場合は、別途保険金額を決めてご契約ください。

保険の対象となる建物の用途について

THE すまいの保険でご契約いただけるのは、日本国内に所在する専用住宅*1、併用住宅*1*2です。**住居部分のない専用店舗はご契約になれません。**
*1 共同住宅を含みます。共同住宅とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。
*2 併用住宅とは、住居と住居以外の用途（事業）に併用される建物を行います。

保険の対象となる建物の所有者について

保険の対象となる建物の所有者をご確認ください。ご契約者と所有者が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書等に記載する必要があります。また、保険金をお受け取りいただける方は、所有者の方です。

保険の対象となる建物の所在地について

保険の対象となる建物の所在地をご確認ください。保険の対象の所在地は、保険料を決める際に重要となります。ご契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書等に記載する必要があります。

保険の対象となる建物の構造について

THE すまいの保険の構造級別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。保険料は構造級別によって異なります。

M構造…1. 下記の(a)～(d)のいずれかに該当する共同住宅

- (a) コンクリート造建物 (b) コンクリートブロック造建物
- (c) れんが造建物 (d) 石造建物

2. 耐火建築物の共同住宅

T構造…1. 下記の(a)～(e)のいずれかに該当する建物

- (a) コンクリート造建物 (b) コンクリートブロック造建物
- (c) れんが造建物 (d) 石造建物 (e) 鉄骨造建物

2. 耐火建築物

3. 準耐火建築物

4. 省令準耐火建物

H構造…M構造およびT構造に該当しない建物

以下の1. または2. の条件に合致する場合は、ご注意ください。

1. 本造構造であっても以下の①から③のいずれかに該当する場合は、T構造となります。（共同住宅で①耐火建築物の場合はM構造となります。）

- ①耐火建築物 ②準耐火建築物 ③省令準耐火建物

上記に該当する場合は、所定の確認が必要となります。

2. H構造の建物のうち、前契約の構造級別がB構造または2級構造である継続契約の場合は、経過措置を適用し、H構造の料率から引き下げた料率を適用します。継続契約が他の保険会社からの切替契約の場合は所定の確認が必要となります。

保険の対象の保険金額の設定について

保険の対象である建物を、修理・再築・再取得するのに必要な額を基準とした新価で評価を行い算出します。

※1つの保険の対象について、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも保険料の合計が高くなる場合がありますので、ご注意ください。

※保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。また、複数のご契約に分けて加入する場合は、すべての保険契約等の合計保険金額が保険の対象の価額を超えないようご注意ください。

補償の重複について

13ページ記載の特約を複数のご契約にセットした場合、補償に重複が生じることがありますので、ご注意ください。各特約をセットしていただく条件や、補償内容の詳細につきましては、セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

「ご契約後」にご注意いただきたいこと

ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に以下の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。特に、以下の①から⑩までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

①建物の構造用途の変更

②保険の対象の移転

③住居部分がなくなった

④建物の建築年月（地震保険の建築年割引を適用された場合）

⑤建物内の職作業規模の変更

⑥面積の変更（施設賠償責任特約をセットする場合）

⑦居住戸室数の変更（個人賠償責任特約包括契約に関する特約をセットする場合）

⑧施設または設備、業務遂行名称の変更（施設賠償責任特約をセットする場合）

⑨割増引の変更（地震保険の割引、公有物件等割引を適用された場合）

⑩増築・改築・一部取りこわしまたは補償対象外の事故による一部滅失に伴う建物の価額の増加または減少（建物を保険の対象とした新価・実損払のご契約のみ）

⑪保険の対象の譲渡

保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。

⑫ご契約者の住所・通知先変更

保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合もご連絡ください。

⑬上記以外の変更

上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。

【ご通知をいただいた後のご契約の取扱い】

上記のご連絡をいただく場合において、以下のア. またはイ. のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。

ア. 住居部分がなくなったとき

イ. 日本国外に保険の対象が移転したとき

事故が起こった場合

この保険で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興亜、セキスイ保険サービスまたは事故サポートセンターまでご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。賠償事故などに関わる示談につきましては、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談のうえ、交渉をおすすめください。ご連絡先はパンフレット裏面をご確認ください。また、損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額の80％に相当する額を超えた場合は、この保険契約は、その損害が発生したときに終了します。地震保険においては、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合、その損害が発生した時に終了します。主契約が終了した場合は、地震保険は効力を失います。ご契約が終了した場合は、払込方法によって手続きが異なりますので、詳細につきましては、セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

重大事由による解除

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

①保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合

②被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合

③保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

④①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に損保ジャパン日本興亜のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

引受保険会社が破綻した場合は

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。（平成26年5月現在）

保険証券について

保険証券は、大切に保管してください。なお、ご契約手続き後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。また、保険証券に添付の控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

保険金額調整等に関する追加特約について

保険の対象が建物で保険期間が5年を超える新価・実損払（評価済）契約の場合、この特約に規定する物価変動率*3が0.80未満（20％を超える下落）となったときは、協定再調達価額または保険金額の調整につき、損保ジャパン日本興亜からお客さまに連絡いたします。その際には、調整額に応じた保険料の返還を行います。

*3 保険金額調整等に関する追加特約に規定する物価変動率につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトをご覧ください。セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜にご照会ください。

すまいとくらしのアシスタントダイヤル

「THE すまいの保険」に個人でご契約のお客様とご家族みなさまのためのサービスです。
すべてのご契約でご利用いただけます。

0120-620-119

日常生活やお住まいのトラブルに、安心のサービスをご用意! 提携会社による以下のサービスをご利用いただけます。

水まわりのトラブル応急サービス

居住建物内(専有・占有部分)の水まわりトラブル時に、水漏れを止めるための応急処置を無料で行います。
【受付時間:24時間365日】

かぎのトラブル応急サービス

居住建物内(専有・占有部分)の玄関かぎ紛失時など、一般的な住宅かぎの開錠・破錠を無料で行います。
【受付時間:24時間365日】

防犯機能アップ応援サービス

すまいの防犯機能アップに役立つ、ピッキングに強い錠や、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。
【受付時間:24時間365日】

住宅相談サービス(原則予約制)

すまいの維持管理やリフォームなど、すまいに関するさまざまなご相談に対して電話でお応えします。
【受付時間:平日の午前10時～午後5時】
※土・日・祝日・祝日、12月31日～1月3日を除きます。

法律相談サービス(原則予約制)

さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスを行います。
【受付時間:平日の午前10時～午後5時】
※土・日・祝日・祝日、12月31日～1月3日を除きます。
※弁護士に正式に委託される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

税務相談サービス(原則予約制)

さまざまな税務のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスをを行います。
【受付時間:平日の午前10時～午後5時】
※土・日・祝日、12月31日～1月3日を除きます。
※税理士に正式に依頼される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

健康・医療相談サービス

次のような健康・医療に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。
●カウンセラー(保健師、看護師など)による日常生活での健康相談
●医師による医療相談
●臨床心理士によるメンタルヘルスの相談*
●医療機関情報などの提供
【受付時間:24時間365日】
*メンタルヘルス相談サービスの利用時間は以下のとおりとなります。
平日は午前9時半～午後7時、土曜日は午前11時～午後6時(日・祝日、12月29日～1月4日は除きます。)

介護関連相談サービス

介護に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。
実際に介護サービスを受けたい方に対し、サービス提供業者のお取次ぎをします。
【受付時間:24時間365日】



サービスご利用にあたっての注意事項

- マンション・アパート等の集合住宅における共用部分のエントランス等は開錠・破錠の対象外となります。
- 水漏れを止めたり紛失したかぎを開ける作業などの応急処置費用(出張料および作業料)が無料です。ただし、本修理や交換部品代など応急処置を超える修理費用はお客さま負担(有料)となります。
- サービスの対象は、保険の対象となる建物のうち、被保険者が専有・占有する居住部分にかぎります。
- 屋外やベランダの水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れはサービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、地震・噴火またはこれらによる津波、風災や水災などその他の自然災害、戦争、暴動および故意による場合は、サービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、給排水管の凍結による場合は、サービスの対象外となります。
- 住宅建物内のかぎ(住宅用金庫のかぎなど)の開錠は、サービスの対象外となります。
- 上記サービスは、平成26年7月時点のものです。地域によってはご利用できない場合やサービス内容が予告なく変更される場合などがございますので、あらかじめご了承ください。
- 詳細につきましては、ご契約のしおり、ご契約後に送付される「とりせつ(取扱説明書)」記載の「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」サービス利用規約をご参照ください。



個人情報の取扱いについて

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。
詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

取扱代理店について

セキスイ保険サービスは、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、セキスイ保険サービスとご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

- ご契約者またはご契約者と同一生計の配偶者・ご親族が所有する建物でこれらの方が常時お住まいの場合は地震保険について地震保険料控除の対象となります。
- 保険料をお払込みの際は、損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収証を交付することといたしておりますので、お確かめください。
- このパンフレットは「セキスイハイムオーナーズ保険(THEすまいの保険(個人用火災総合保険))」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「とりせつ(取扱説明書)」をご覧ください。
- ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要のご説明」・「注意喚起情報のご説明」を必ずお読みください。

【ご契約内容メモ】

「THE すまいの保険」保険金額・保険期間	()万円 () 年
タイプ	☐ ワイド ☐ スタンダード ☐ スリム
地震保険金額・保険期間	()万円 ☐ 1年 ☐ 5年
オプション(追加の補償)	☐ 家賃収入特約 ☐ 施設賠償責任特約 ☐ 類焼損害特約 ☐ 個人賠償責任特約 包括契約に関する特約